

第12章 広報・広聴等に関する業務

第1 広報・広聴

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については第11章第7参照）。

2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。令和3年度においては、269件の報道発表を行った。なお、特定のテーマについては、報道発表のほか政府広報を利用した広報を行っている。

4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

5 各委員制度等及びその運用状況

(1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。令和3年度においては、各地域の有識者149名に対して独占禁止政策協力委員を委嘱し、意見聴取等を147件実施した。

(2) 消費者アドバイザー

競争政策は、一般消費者に多様な選択肢を提供することを通じ、最終的には一般消費者の利益を確保することを目的とするものであることを踏まえ、平成30年5月以降、主要消費者団体の推薦を得て、消費者アドバイザーを委嘱している。消費者アドバイザーからは、最近の消費者問題の動向や独占禁止法及び競争政策に関連すると思われる消費者問題に関する知見を聴取すること等によって、公正取引委員会の行政運営等に活かすこととしている。

(3) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

6 各種懇談会等の実施

(1) 独占禁止懇話会

ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求める目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

イ 開催状況

令和3年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

(2) 地方有識者との懇談会

ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

イ 開催状況

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国各地における現地開催は中止とし、代替策として、全国9地区（北海道帯広地区、仙台地区、長野県松本地区、名古屋地区、大津地区、岡山地区、高松地区、宮崎地区及び那覇地区）の主要経済団体、学識経験者、報道関係者等の有識者と公正取引委員会委員等との間で、公正取引委員会の最近の活動状況等についての意見交換をウェブ会議により行った。

このほか、地方事務所長等の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会（全国各地区）を、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議等も活用して55回開催した。

(3) 弁護士会との懇談会等

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として、平成23年度から本格的に行っている。

令和3年度においては、弁護士会との懇談会（全国各地区）を、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議も活用して18回開催した。

7 一日公正取引委員会

(1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、消費税転嫁対策特別措置法説明会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナー等を1か所の会場で開催している。

(2) 開催状況

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催中止とした。

8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催している。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議等の非対面形式も活用して、合計53回開催した。

9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等の授業に職員を講師として派遣し、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性等について授業を行っている。また、大学（大学院等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行っている。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議等の非対面形式も活用して、中学生向けに合計34回、高校生向けに合計23回、大学生等向けに合計116回開催した。

10 庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて、公正取引委員会の庁舎において、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性についての説明を行うとともに、職場見学に対応している。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じて対応した。

11 広報資料の作成・配布

(1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」、「知るほどなるほど下請法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布しているほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

(2) 広報用動画

独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を作成し、事業者団体、消費者団体等に

対してDVDの貸出しを行っている。

また、これらの動画を公正取引委員会のウェブサイト上及び公正取引委員会 YouTube 公式チャンネル (<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>) に掲載し、配信している。

令和3年度から、独占禁止法と公正取引委員会の役割を紹介する動画「公正で自由な競争を目指して」の配信を開始した。

YouTube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



(3) ウェブサイト及びソーシャルメディアによる情報発信

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しているほか、平成26年6月からTwitter及びFacebookの運用を開始し、報道発表等の公正取引委員会に関連する様々な情報を発信している。

さらに、平成27年5月からYouTubeの運用を開始し、独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を配信している。

第2 政策評価等

1 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

令和3年度は、「独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導」、「取引慣行等の実態把握・改善のための提言」及び「海外の競争当局等との連携の推進」の計3件の事後評価を実績評価の方法により実施し、政策評価書を公表した。

2 証拠に基づく政策立案

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要である。そのため、政府全体で証拠に基づく政策立案（E B P M）が推進されており、公正取引委員会においても、その実践に取り組んでいる。

令和3年度は、外部事業者への「海外の競争当局等が実施した事後評価の分析手法・事例等に関する調査・整理」事業の委託、予算検討プロセスにおけるロジックモデルの作成・活用等の取組を行った。